

4.現状の課題、県児相から市児相に移るにあたっての考え方

4-1.現状の課題（一般論としての課題）

【財源の確保】

- ・人口約46万人の金沢市を例にすると、年間の歳出額はおよそ11億円となっている。その大部分を占めるのが児童保護措置費で7.6億円であり、その他人件費等で3億円が計上されている。ランニングコストの経年推移をみても大きな増減はなく、総額の7割が措置費であり、3割が人件費となっている。（※1）
- ・イニシャルコストの目安として、熊本児相（4階建て、敷地面積約2,200㎡）では約14億8千万円（用地4.7億、工事費約10.1億）となっている。（※2）
- ・国庫補助金として、児童相談所（補助職員経費）、一時保護所（整備費、運営費、補助職員経費）、社会的擁護に関する措置費（児童福祉施設、里親等への委託措置経費）について財源措置が見込まれる。
- ・平成28年の児童福祉法の改正により、「施行後5年後(2021年度末)を目処に中核市、特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係わる支援等の必要な措置を講ずる」とされている。

（※1）金沢星稜大学人間科学部川並利治氏公演資料より

（※2）鹿児島市調べ

【人材の確保】

- ・第1回検討委員会資料で示したとおり、本市ではB級の組織規模標準を参考とし、総務部門、相談/措置部門、判定/指導部門、一時保護部門で構成することとなる。専門職員の種別は、所長、児童福祉司及び児童福祉司スーパーバイザー（以下SV）、児童心理司及び児童心理司SV、相談員、医師又は保健師、心理療法担当職員、弁護士、保育士が必要となり、それぞれ専門性を持った人材確保が必要となる。
- ・職員数について、人口約70万人規模の岡山市、相模原市、熊本市をみると、児童相談所で最少でも約50人、一時保護所も最少でも約20人の職員を配置しており、本市で設置する場合にも、相当数の職員が必要となるものとみられる。

【設置場所（設置場所に必要な条件等）】

- ・迅速な対応を考慮すると、設置場所は管轄エリアの中心であることが望ましく、また、主要幹線道路に面することが望ましい。
- ・公共交通機関から徒歩圏内であることが望ましい。
- ・要対協の関係機関（特に警察等）との連携が図りやすいよう近接していることが望ましい。
- ・平坦かつ整形な敷地で、複数の動線を確保する必要性から接道は2面以上であることが望ましい。
- ・その他設置場所に関する都市計画や建築基準などの関連法の順守が必要となる。

【既存の窓口との連携、整理】

- ・警察との連携を強化する必要がある。
- ・県と市の役割分担の明確化、基準の統一

【その他】

- ・介入と支援の両立
- ・一時保護機能の詳細（規模、定員設定、乳幼児の扱いなど）
- ・社会的養護について（里親、養子縁組、養護施設など）

4-2. 県児相から市児相に移るにあたっての考え方（市独自の課題）

【相談窓口としての在り方】

- ・本市の相談件数が他都市に比べ少ないことから、実際には潜在的な相談が隠れていることが想定される。これまで以上に、気軽に相談しやすい施設とするための方策の検討が必要である。
- ・これまでと比べ、住基情報や、児童の検診・予防接種受診などの保健情報といった、市民の身近な情報を持っていることから、これらの窓口との連携を強化し、これまで以上に効果的・効率的な対応を検討していく必要がある。
- ・国は「子ども家庭総合支援拠点」の設置に努めることとしているが、本市は現時点で設置をしていない。
基本的な考え方として、児童相談所の基本機能だけでなく、子ども・子育ての総合的な支援拠点として、これらの機能も持ち併せて設置するのか、別に機能を設けるのか役割を整理する必要がある。

【一時保護】

- ・現在、県児相では、乳児の一時保護を全て乳児院への委託により対応しているが、市内に2ヶ所しか乳児院はなく、常に満床に近い状況で、乳児院の枠が不足しているため、本市一時保護所での対応をどうするか検討する必要がある。
- ・現在県児相が保有する、乳児院や児童福祉施設の受入枠について、一部を市の枠として確保が必要な他、枠が一杯の場合の緊急時の対応について相互に協議が必要となる。

【療育手帳】

- ・これまでは県児相と併設（障害判定課職員が兼務）の県知的障害者更生相談所が交付を行ってきたが、市児相設置後は、市児相が判定したものを県へ送付し、県が認定するため、基準の統一や判定期間の短縮に向けた連携等を図る必要がある。

【専門職の確保】

- ・県においても、児童相談所における各種判定等を行える小児科医の育成を行っているが、現状では1人しか適任者がおらず、本市も医師資格を持った医師はいるが、現状でも医師は不足しがちな状況にある。
- ・現時点で、本市は福祉専門職の採用はない。一般事務職のうち、社会福祉士資格を持った職員は数人いるが、国が定める児童福祉司、児童心理司等の配置基準を満たすだけの数の職員はおらず、職員採用と研修等が必要となる。

【付加機能の検討】

- ・本市の特性を最大限活かすことができる付加機能について、施設の設置条件を踏まえ、それぞれの設置是非を検討する必要がある。
- ・基本的機能、付加機能を網羅する包括的な知識を兼ね備えた人材の育成が必要。
- ・行政関連部局課のみではなく、市内病院や大学、NPO団体、民間企業などが持つ強みを活かす連携のあり方など、様々な課題解決の可能性を検討する必要がある。

4-3. 県児相との違い

4-3-1. 鹿児島市児童相談所を設置することの効果

ここまで社会的背景を踏まえた児童相談所の必要性や付加機能を持たせた場合の効果と課題について整理を行った。市として児童相談所を設置することのメリットや現状の県児相との違いを以下にまとめる。

	県児童相談所 (現状)	市児童相談所 (設置後)	メリット
管轄エリア	鹿児島県全域	鹿児島市内のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速性を確保することができる。 ・二元体制を解消することができる。 ・市関連部局との密接な連携等
保有機能	基本的機能	基本的機能 +付加機能	<ul style="list-style-type: none"> ・市が持つ子育て関連のノウハウを活かし、これまで以上に効果を高めることができる。
一時保護	<ul style="list-style-type: none"> ・県の一時保護所利用 ・乳幼児は委託 	一時保護所を設置	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・措置機能と密接な連携を確保し、夜間受入や緊急保護にあたり、迅速な対応が可能となる
保有情報	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の履歴 ・障害情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報/保健情報 ・保護受給、保育園等の登園状況など 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に身近な情報を保有しており、初動において迅速な対応が図れるほか、児相関与後も他機関と連携して効果的な対応を図ることができる。